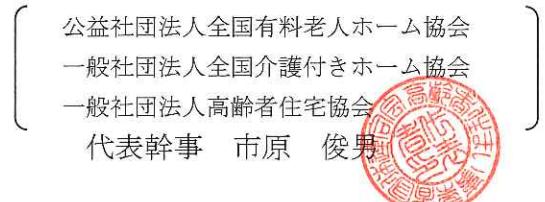


2020年3月9日

厚生労働省老健局

高齢者支援課長 齋藤 良太 様

高齢者住まい事業者団体連合会



新型コロナウイルスへの感染拡大に伴う

高齢者向け住まいにおける人員確保等に係る要望について

最近の報道によれば、東京都や熊本県の介護老人保健施設の職員が新型コロナウイルスに感染するなど、高齢者向け住まいにおける職員や入居者への感染拡大が懸念されます。

職員や入居者が感染した場合は、そこで働く職員の多くが濃厚接触者として出勤停止を余儀なくされることから、法人の規模によっては介護サービスの継続が危ぶまれる事態が懸念されます。このため、高齢者向け住まいにおける人員確保等に関連し、以下のとおり要望を申し上げます。

## 記

### 1. 職員の確保について

貴省より事務連絡「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付 介護保険最新情報 Vol. 762）を発出されている点は承知しているが、記載されている「法人間の連携による職員の応援」をより実効性を高いものとする為、例えば以下のような措置をご検討いただきたい。

- ・消毒などの衛生管理に関して、保健所の職員等の応援を確保すること
- ・マスク、アルコール消毒液等、感染症対策に必要な物品を優先的に提供すること
- ・人員確保については、事業者団体、職能団体、有料職業紹介事業者や労働者派遣事業者等と連携し、都道府県等の指定権者が主体的に関与すること
- ・原則として、事業所の管理者が管理し続けることにより、指揮命令系統に混乱が生じないようにすること
- ・賃金の支払い、労働時間の管理など、他法人で働く際のガイドライン等を示すこと
- ・特に、事業所内の情報のSNSでの発信禁止等、個人情報や事業所内の情報の保護に関し、守秘義務をかけるとともに、誓約書等の措置を講じること
- ・機動的な人員確保のため、有料職業紹介や労働者派遣の活用も想定されるため、追加費用について財政的補助を行うこと
- ・家族やマスコミ対応等、入居者のケア以外に関しては、地方自治体その他の主体が分

担して対応すること

- ・「身体拘束適正化のための委員会・研修の実施」、「一週間に二回以上の入浴又は清しき」などの運営基準について、入居者のケアに支障がない範囲で緩和すること
- ・濃厚接触者だが発熱等の症状がない者の出勤停止、出勤自粛の措置について、3月6日付事務連絡において「保健所と相談の上対応する」となっているが、今後、新型コロナウイルス感染症の症例の分析により、現時点の2週間から短縮することを検討すること

## 2. 入居者が感染した場合の優先的入院、P C R検査の優先実施

高齢者向け住まいにおいて今後入居者が感染した場合に、以下のような事情で二次感染・集団感染が強く懸念されるところであり、感染が拡大した場合においても、当該入居者は、優先的に入院できるようお取り計らいいただきたい。また、濃厚接触者へのP C R検査についても速やかに実施していただきたい。

- ・入居者は重症化率、致死率が高いとされている高齢者の集団である
- ・食事場所、浴場等の共用エリアが多い
- ・認知症の入居者も多く、部屋から出ないことの徹底が困難
- ・そもそも介護サービスは濃厚接觸である

以上